

地公退ニエース

No.89
2009.4.20
定価一部20円
(会員の購読料は
会費の中に含む)

発行所

東京都千代田区六番町一 自治労会館2F
地公退職者協議会
発行人 川端邦彦

03-3262-5546

高齢者医療制度、検討会・与党の見直し方向出る 現実的に問題を解決する真の再検討を

後期高齢者医療制度

――批判に耐え切れずなし崩し見直し

二〇〇八年四月に発足した後期高齢者医療制度は、発足の前後から市民とりわけ被保険者からの強い批判にさらされ、政府与党はその見直しをせざるを得なかった。

最初の見直しは制度発足を五カ月後に控えた二〇〇七年一〇月に七〇～七四歳の自己負担引き上げの一年間凍結 被用者保険被扶養者保険負担の軽減であったが、制度発足直前のシステム変更により事務は混乱した。

二度目の見直しは二〇〇八年六月、発足直後の激しい反発に対して 保険料の経過的負担軽減 保険料年金天引きの条件付普通徴収選択 終末期相談支援料の見直しなどを発表した。

三度目の見直しは二〇〇八年九月に 二〇〇七年一〇月見直し事項の期間延長 七五歳到達月の自己負担限度額特例創設 被保険者所得判定見直しなどを発表した。

それでもおさまらない批判に加え厚生労働大臣が「私案」を公表するなどの動きに対し、二〇〇八年一月に四度目の見直し 保険料の口座振替選択の拡張 保険料軽減対策の拡張を発表した。

見るとおり約一年に四回もの見直しが行われており、政府・与党としては典型的な逐次投入で拙劣な戦術対応だが、市民側からみれば制度を批判する運動の反映・成果でもあった。

大臣・検討会による見直し――注目すべき論点も

批判運動に押されてなし崩しに実施した前記の実務的制度改革に加えて、厚生労働大臣は自ら法制度の大きな枠組み変更を伴う「私案」を公表し、二〇〇八年九月省内に設置した「高齢者医療制度に関する検討会」座長塩川元財務相に検討を要請した。厚生労働大臣の思惑はともかく議事録によればこの委員会では良心的委員によりかなり自由な討論が交わされ、現行制度にとられない注目すべき論点・試算も提供されている。二〇〇九年三月「高齢者医療制度の見直しに関する議論の整理」という



塩川検討会と与党PT報告の概要

高齢者医療制度に関する検討会報告 2009年3月17日	与党プロジェクト報告 2009年4月3日
<p>名称：「後期高齢者」「終末期相談支援料」などの見直し法律の目的を「医療費適正化」から「医療の確保」へ</p> <p>年齢区分と制度建て方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区分なし、全年齢で財政調整 ・65歳で区分 ・75歳以上でも被用者保険に残す一元化は困難 <p>財源在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保と被用者を分け、被用者内は応能負担に ・前期高齢者への公費投入は、多額であること・国保負担が軽減されないことを考慮し議論を <p>運営主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合の機能強化 ・都道府県を主体とすべく環境整備を ・国保の運営主体の検討を <ul style="list-style-type: none"> + 都道府県が国保と後期高齢を一体運営 + 二次医療圏単位で市町村が + 市町村のまま財政共同化・調整交付金・再保険を <p>保険料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公平負担は歓迎、現行で ・将来均等割りの廃止を ・賦課限度額上限見直し ・社会保険料控除の周知を ・資格証明書発行は慎重に <p>医療サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者担当医・訪問医療・入院病院確保・退院困難者支援・医療介護連携 ・勤務医勤務環境改善 ・救急など医療提供体制充実を支える診療報酬見直し 75歳以上に限定された診療報酬は見直し 75歳以上の健康診査を実施義務に <p>窓口負担：65歳までを2割に、65歳以上を1割に（権丈委員提言）</p> <p>まとめ</p> <p>医療費負担・財政調整を含む高齢者医療制度の仕組みを国民に周知 当事者である高齢者の意見を聞く場を設置 現役世代を含む納得・共感を得る努力</p>	<p>名称：「後期高齢者」「終末期相談支援料」などの見直し</p> <p>* 年齢区分と制度建て方</p> <p>65歳区分など、財源確保・費用負担・国保との運営一元化を含めた抜本見直し 被用者保険被保険者を残す * 被用者保険被扶養者の扱いは年末までに結論</p> <p>財源在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> * 前期高齢者医療への公費投入 * 長寿医療制度への公費の追加投入 健保組合拠出金分担方法見直し、財政支援の拡大 * 運営主体 広域連合への都道府県関与強化、国保と併せて運営主体あり方を検討 <p>保険料</p> <p>均等割り8.5割軽減の継続 * 均等割り9割・所得割5割軽減は23年度まで継続 * 失業者に係わる国保・後期高齢の保険料軽減に対し国庫補助 * 年金からの保険料支払いでも世帯税負担が増えない税制上の措置 口座振替選択制の周知、年金額18万円未満も年金からの支払いを可能に 資格証明書発行は機械的にしない</p> <p>医療サービス</p> <p>医療サービス提供・療養環境確保・介護連携・生活支援サービス充実 75歳以上に限定された診療報酬は名称を含めて見直し 75歳以上の健康診査を実施義務に</p> <p>* 窓口負担</p> <p>前期高齢者の窓口負担：凍結している「70～74歳の2割への引き上げ」の将来扱いを年末までに結論、併せて65～69歳の負担あり方も検討 自己負担限度額引き下げ検討</p> <p>（項目の順番は左欄にあわせて入れかえた）</p>

：まとまった言い切り ：複数の論紹介 *：今後の検討 を示す

報告を出して終了した。報告はかなりの項目について複数の論を併記しているが、書かれていない選択肢を含めて判断するのは政治であり、政治を決めるのは主権者たる市民である。

与党は大臣私案を無視、現行制度内の見直し ——選挙目当てで中期的見直しにも言及

与党は早くから現行制度内の見直しを主張し、二〇〇八年一月には厚生労働大臣私案と塩川検討会にとらわれないことを宣言、二〇〇九年四月に「高齢者医療制度の見直しに関する基本的考え方」を公表した。これは法定の五年後の制度見直しを前倒しした位置づけで、現行制度の枠組みを維持しつつ、反発の強かった制度名称を変更するなどごく限られた見直しとなっている。ただ、「考案方」には選挙目当てと思われるが塩川委員会で提起された論点のいくつかが将来の検討課題として書き込まれている。

待たれる「現実的で問題解決につながる見直し」

野党は世論の後押しに支えられて「高齢者医療確保法」後期高齢者医療制度の基礎法」の廃止法（老人保健法の復活）を提案し、参議院で可決、衆議院で審議中となっている。

それ自体は運動の反映として歓迎できるが、他方将来にわたって老人保健法の復活で済むわけではない。

長い経過と多くの関係者がいる医療保険制度を改革するためにはつまるところ負担と給付の問題について関係者が相互理解のもと一定の譲歩をしい、現実的にかつ問題解決につながる見直しを進めるしかない。

今回焦点になっているのは高齢者医療制度であるが、陰の主役は国民皆保険の土台「国民健康保険制度であり、これと一体の検討が進むことが期待される。

核兵器廃絶一千万人署名——五月からスタート——

連合・原水禁・核禁会議の三団体は二〇一〇年核拡散防止条約再検討会議に向けた取り組み開始を申し合わせた。

「地方議会での意見書・決議採択の要請」、「二〇一〇年四月、五月のニューヨークでのNPT再検討会議にむけた現地行動」とあわせて「核兵器廃絶一千万人署名」が取り組みの中心になる。

退職者連合は連合の呼びかけに心え賛同団体として署名に取り組みすることを決定した。

署名は今年の五月から来年二月までの一〇カ月間展開し、集約結果を日本政府に四月、国連に五月に提出することとしている。



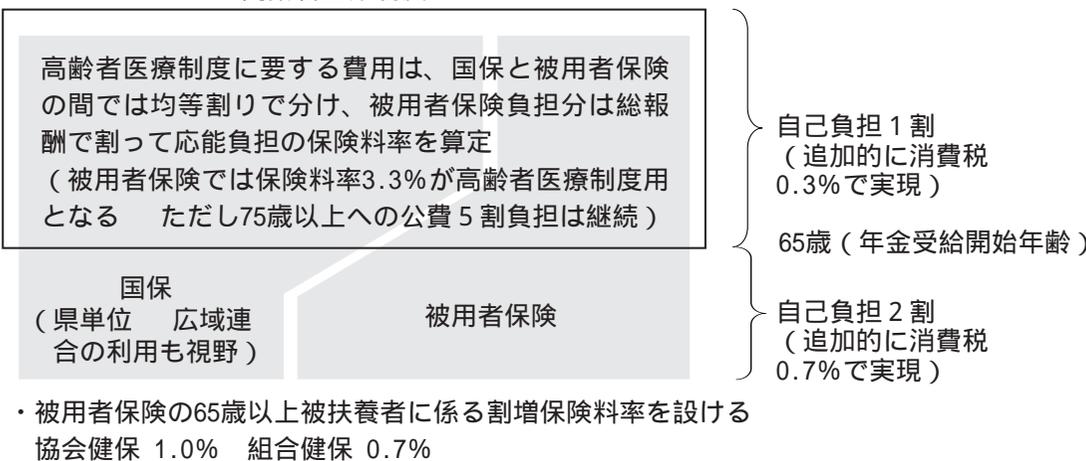
2005年5月ニューヨークデモ

各国の政府がどのような政策を持っているときでも私たちは人類の責務として核兵器の廃絶を求め続けるが、オバマ米大統領が一定の制約の下とはいえ、核兵器を使用した国の責任にたち核兵器を無くすための国際協議を呼びかけるといふ状況がうまれた。この流れをとどめることなく進めるためにも前回を上回る署名数で私たちの意志を示すことが求められている。

(注)委員提案の例 「高齢者医療制度に関する検討会」への権丈善一委員提出資料

目的：組合健保の保険料率は最高9.62%、最低3.12%である（2007年度）。65歳以上の高齢者にかかる医療費の財政調整部分だけでも被用者保険に応能負担原則を導入することにより、組合健保の解散を回避し、組合健保のメリットをより多くの国民に享受してもらう。とともに、ドイツ被用者保険の医療保険料率は14.6%、フランス13.85%であり、日本の今後の医療保険料率引き上げをスムーズに行うことのできるように、負担力の弱い層に過重な負担が及ばない準備をしておく。

高齢者医療制度



「雇用と就労・自立支援のためのカンパ」活動開始

連合は四月から六月を集中期間として「雇用と就労・自立支援のためのカンパ活動」に取り組んでいる。

退職者連合もこれに呼応して構成組織に協力を要請した。

連合はこの間の異常な経済状況による雇用と生活の危機を克服するために、政府に対して実効性のある施策を速やかに実施するよう要求している。しかし、政府の対応の鈍さからまさに今困っている人々への緊急支援が必要であり、政策制度の補完として連合自体によるカンパに取り組むこととしたものである。

カンパ金は「住宅確保を含む失業者に対する相談活動」、「外国人労働者に対する支援・相談活動」、「ひとり親家庭を対象とする就労・支援活動」などの事業を行う団体に対して、外部委員を含む審査委員会の検討を経て配分される。審査結果は連合のホームページで公開するなど透明な処理が行われる。

カンパの方法として退職者連合は次のいずれかの口座に会員各人が振り込む方法を提起しているが、具体的には地公退の各組織が決めることになる。

地公退各組織はこれまでカンパ活動に取り組んだ経験が少なく実務的には難しさがあるが、可能な限り成果が出るよう努力しあいたい。

* 中央労働金庫本店(番号281)
普通預金：口座番号2822962
名 義：雇用と就労自立支援カンパ

(振込み時の入力「トプタカンパ」のみで可)

全国の労働金庫窓口には振込用紙があり、そこからの振込みは手数料不要。

* 郵便振込

口座番号：00100・9・282516

加入者名：日本労働組合総連合会

通信欄：雇用と就労自立支援カンパ

連合が作成したチラシに刷り込まれている払込取扱票を用いれば

口座番号と加入者名が既記入、手数料不要。